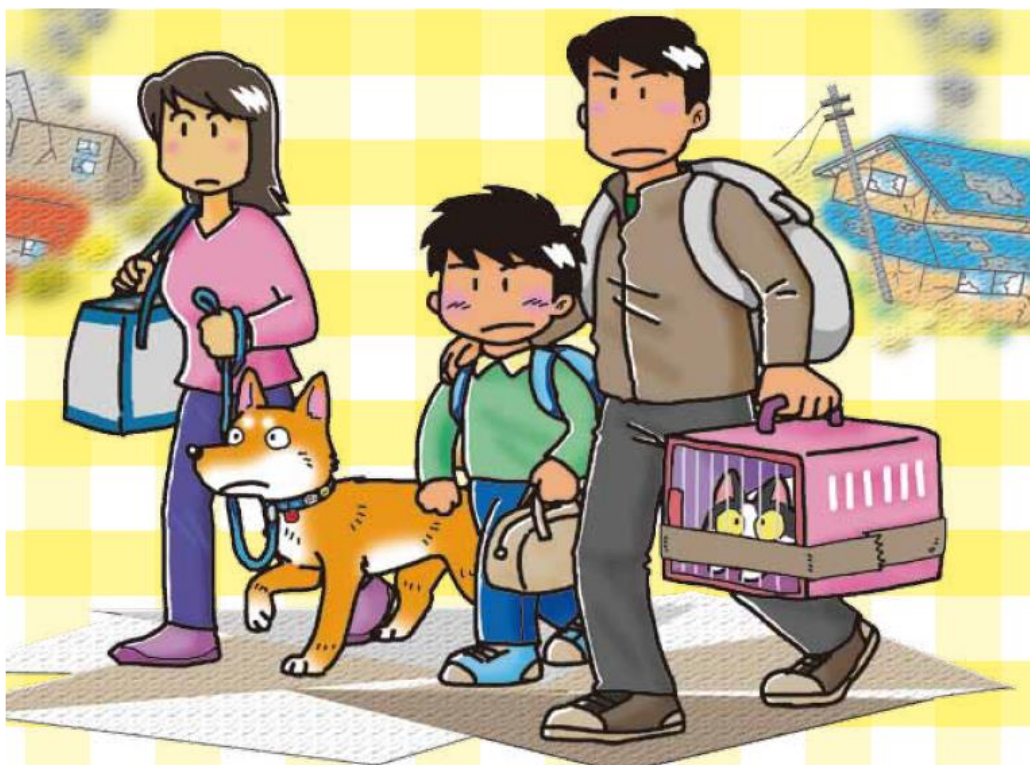


ペット同行避難マニュアル



出典：環境省ホームページより

令和 3 年

吉 見 町

はじめに

近年ペットは家族の一員である意識が一般的になりつつあります。東日本大震災などの大規模災害では、住民は緊急避難を余儀なくされ、自宅に残された飼い主とはぐれたペットが放浪状態となった事例が多く生じました。ペット同行避難は、動物愛護の観点、飼い主である被災者の心のケアの観点等からも重要であると考えられています。

一方で、避難所等においては動物が苦手な方やアレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、ペットの受入れや飼養において、一定の配慮が必要となってきます。

このため、ペットの同行避難を適切かつ円滑に行うためには、まず飼い主が日頃からペットのしつけや避難生活に必要な物資の準備を行うことが非常に大切です。

目 次

1 吉見町のペットの同行避難の基本的な考え方	
① ペットの同行避難とは	1
② なぜ同行避難が必要か	2
2 飼い主としての平常時における準備	
① 普段の暮らしの中での防災対策	2
② ペットのしつけと健康管理	2
③ ペットが迷子にならないための対策	3
④ ペット用の避難用具と備蓄品の確保	4
⑤ 避難を想定した準備	5
3 避難所等でのペットの管理方法	
① 飼養スペースの検討	6
② 避難所等でのペットの飼養ルールの設定・同行避難訓練の実施	6
③ 避難所等での避難生活	7
4 避難所等以外でのペットの管理	
① 自宅での管理（在宅避難）	7
② 施設や親戚、友人に預ける（分散避難）	7
③ 車中泊（分散避難）	8

1 吉見町のペット同行避難の基本的な考え方

本町では、指定緊急避難場所・避難所等 44 か所が指定されています。(吉見町防災ハザードマップ 8 ページを参照。)

しかしながら、本町の避難所等は、一般的に使用できる部屋数や容積に限界があり、避難者等が生活する場所と区別して、ペットの飼養場所を別に確保することが困難な状況にあります。

このため、本町の避難所等におけるペットの飼養場所や同行避難等については、以下の考え方を基本にします。

なお、身体障害者補助犬法に定められた補助犬(盲導犬・介護犬及び聴導犬)を伴った避難(同伴避難)については、ペット対応とは異なり、飼い主と補助犬を同一の空間で受け入れるものとします。

- 犬や猫などペットは、ケージやキャリーバックなど(以下「ケージ」という。)に入れなければ原則として受入れはできません。
- ペットの飼養専用スペースは、原則として、避難所等敷地内の屋外となります。
- ペットの飼養・管理は、飼い主が責任をもって行わなければなりません。
- ペットの飼養に必要なもの(ペットフード等)は、基本的に飼い主が用意してください。(町では、ペット用の備蓄品等は準備しておりません。)

【避難所等では、以下の飼養ルールを定め、飼い主が協力して飼養することになります。】

- ペットは、必ず指定された場所で、つなぐかケージの中で飼養してください。
- 飼養場所や施設は、飼い主によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ペットの苦情、危険防止に努めてください。
- 必ず屋外の指定された場所で排せつさせ、後始末を必ず行ってください。
- 給餌は、時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
- ノミの駆除に努めてください。
- 運動やブラッシングは、必ず屋外で実施してください。
- 他の避難者との間にトラブルが生じた場合は、速やかに町職員や避難所運営組織等まで届け出てください。

① ペットの同行避難とは

ペットの同行避難とは、災害の発生時に飼い主が飼養しているペットを同行して避難所等まで安全に避難することを言います。避難所等でペットを飼い主と同室で、飼養管理することを意味するものではありません。



出典:環境省ホームページより

② なぜ同行避難が必要か

ペットの同行避難とは、「ペットを救うための行動」と捉えられているかもしれませんが、もちろん家族同然のペットを救う目的もあります。しかし、過去の震災では、いったん避難した飼い主が、ペットを避難させるために自宅に戻った際に災害に巻き込まれた事例がありました。

同行避難を推進するにあたり、飼い主の安全を確保すること、つまり、全ての住民の安全を確保することが本来の目的となります。

また、東日本大震災では、同行避難ができないことで、やむを得ず放たれた犬や猫が繁殖し、増加した事例も発生しました。この状況は、災害からの復興を妨げる一因となるものであり、こうした事後の問題を軽減するためにも災害時のペット同行避難を推進することが重要となります。

2 飼い主としての平常時における準備

① 普段の暮らしの中での防災対策

災害時にペットを守るためには、まず飼い主が無事であることが重要です。住まいの耐震や家具の転倒防止をし、安全確保に備えてください。

【ペットを室内で飼養している場合】

- 家具が転倒しても下敷きにならないような場所にケージを置くなど、ペットの安全を確保してください。
- 安全性が高い場所を用意し、ペットが逃げ込める場所を確保してください。

【ペットを屋外で飼養している場合】

- 飼養場所の周辺にブロック塀やガラス窓など、破損や倒壊のおよれがあるものがないか確認してください。
- 首輪や鎖が外れたり切れたりして逃げ出すおそれがないかを確認してください。

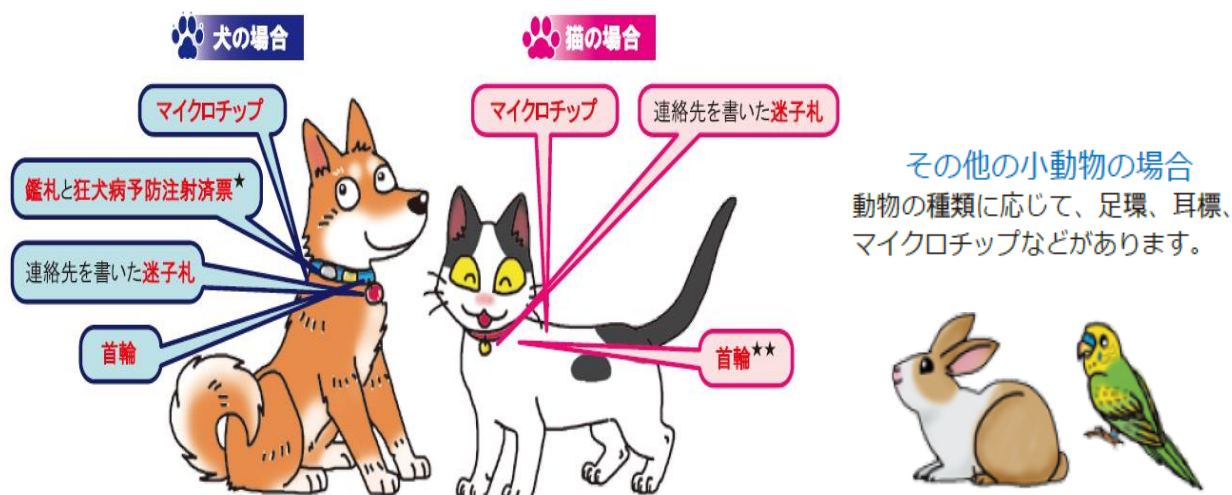
② ペットのしつけと健康管理

災害発生時には、ペットもパニックになり、いつもと違う行動をとる可能性があります。避難所生活に適応できるように、日頃から必要なしつけと健康管理に努めてください。そうすることで、避難所等における他人への迷惑となる行動を防止するとともに、ペット自身のストレスを軽減することにつながります。

③ ペットが迷子にならないための対策

災害時には、やむを得ずペットを残して避難したり、ペットとはぐれてしまう場合もあります。

外から見て、誰でもすぐ分かる迷子札等を付けましょう。脱落のおそれがなく、確実な身分証明となる「マイクロチップ」を装着しましょう。(登録機関に所有者情報の登録を忘れずに行いましょう。)



出典:環境省ホームページより

マイクロチップとは

直径2mm、長さ8～12mmの円筒形の電子標識器具で、15桁の数字(個体識別番号)が記録されています。一度装着すれば、首輪や迷子札のように外れて落ちたりする心配がなく、より確実な身元証明になります。

マイクロチップを装着した後は、必ず(公社)日本獣医師会などにマイクロチップ番号や飼い主の連絡先などの登録手続きを行い、転居等で登録情報に変更が生じた場合は、変更手続きを行ってください。

※ 装着しただけでは所有者明示になりません!必ず飼い主の登録手続きを行ってください。

④ ペット用の避難用具や備蓄品の確保

避難先においてペットの飼養に必要なものは、基本的に飼い主が用意する必要があります。(町では、ペット用の備蓄品の準備はしていません。)

避難所等にペット用の救援物資が届くまでには時間がかかることがあるため、飼養に必要なものは、少なくとも5日分(できれば7日以上)は用意しておきましょう。

備蓄品には優先順位をつけ、避難時にすぐ持ち出せるように、飼い主の非常時持出品(備蓄品)とともに保管しておきましょう。

【ペット用の備蓄品と持ち出す際の優先順位の例】

○優先順位1

- 療法食、薬
- フード、水(少なくとも5日分、できれば7日以上)
- ケージやキャリーバック
- 予備の首輪、リード(伸びないもの)
- ペット用食器
- 排せつ物の処理用具、トイレ用品、ビニール袋
- 飼い主の連絡先、預け先の情報
- ペットの写真(携帯電話に画像を保存することも有効) ※1
- ワクチンの接種状況が分かるもの ※1

※1: 埼玉県が作成した「ペット 動物のための防災手帳」を活用(参照)してください。

(災害に備えて/ペット動物のための防災・埼玉県)

○優先順位2

- タオル、毛布、ブラシ、ウェットティッシュ
- お気に入りのおもちゃ
- 洗濯ネット(猫の場合、保護や診察の際に使用)



出典: 環境省ホームページより

⑤ 避難を想定した準備

避難指示などの発令に備え、指定緊急避難場所・避難所等の場所を調べておくことが大切です。

複数の避難ルートを考え、避難所等までの所要時間や危険な場所を確認しておくことが、安全な避難につながります。

「吉見町防災ハザードマップ」を確認し、住んでいる地区の被害想定などを把握し、災害の対策や避難方法について家庭内で相談しておきましょう。



吉見町防災ハザードマップ(荒川浸水想定区域図 P9～P18 参照)

3 避難所でのペットの管理方法

避難所等におけるペットの飼養は、原則、飼い主が自ら行ってください。

飼い主が共同でペットの飼養を行うために、飼い主全員で「(仮称) 飼い主の会」などを立ち上げ、支え合い、協力して飼養・管理を行ってください。

飼い主が負傷等で飼養が困難な場合は、他の飼い主やボランティアの協力のもとに「(仮称) 飼い主の会」などが中心となり飼養をお願いします。(共助)

① 飼養スペースの検討

避難所等を開設及び運営する町職員と避難所運営組織は、避難所等のどこに飼養スペースを設置するか、あらかじめ検討しておくことが重要となります。

なお、フード、水やケージ、リード、その他の用具など、ペットの飼養に必要な資材等は、飼い主が各自で持参することが原則となっています。

【検討事項】

■ 暑さ、寒さや風雨の影響を受けにくい場所

夏の暑さや冬の寒さを避ける場所として、屋外に設置したペット用テントや倉庫を利用することも検討します。それが難しい場合は、ピロティ等の屋根がある場所、若しくはブルーシート等で屋根を作ったり、段ボール等で囲いを作る必要があります。

■ ペットと人との動線が交わらない場所

飼い主以外の人（特に子供）が動物に触ろうとして、かまれたり、引っかかれたりする事故を防ぐために、居住区画の避難者との動線を離す必要があります。

動物も人の行き来によるストレスで病気になりやすくなります。

■ 鳴き声や臭いが人の居住区画にできるだけ届かない場所

鳴き声や臭いによるトラブルを避けるため、避難者が活動する場所からできるだけ離すか、防音性の高い部屋や倉庫で飼養すること及び炊事場や洗濯場所から離れた場所を検討する必要があります。

■ できるだけ動物種ごとに別々の場所

犬と猫のような異種の動物の存在は、動物同士の間に関係からくるストレスが生じます。そのため、鳴き声の問題が発生したり、ペットはストレスから病気を発症したりします。可能な限り飼養スペースの中でも動物種ごとに区別することが必要です。特に犬のように鳴き声の問題になりやすい動物は、音の響きを考慮して、他のペットとは別の場所を検討する必要があります。

② 避難所でのペットの飼養ルールの設定・同行避難訓練の実施

平常時から避難所等ごとに、ペットの基本的な飼養ルールを決めておくことが大切です。ペットを飼養していない避難者にも理解が得られるように、日頃からペット同行避難の訓練も実施する必要があります。

③ 避難所等での避難生活

ペットを飼養する上で重要なことは、「事故を起こさない」ことです。他人に対する注意だけでなく、飼い主自身もけがのないように注意してください。

また、慣れない場所での生活は、大きなストレスが生じ、他の避難者も含め先行きが見通せず不安になり、ペットに関する対立が起こりやすくなります。

飼い主には、他の避難者に迷惑をかけない努力が必要となります。また、平時以上の配慮が求められます。

【飼養スペースでの管理】

飼養ルールを守って管理を行い、周囲の人への配慮を忘れないようにしてください。動物は慣れない環境でストレスがたまり、逃げ出そうとすることもあります。災害時に逃げ出した動物を保護することは、平時より難しくなります。また、逃げ出した動物によって事故が起こることもあります。これらを防止するため、『戸締りしている場所でケージを開ける』、『つなぎとめた犬にリードを付ける際には、まずリードを2つ付けてから1つを外す』など、逃げ出し防止を徹底してください。また、事故防止のため、飼養スペースには、飼い主、関係者及びボランティア等の協力者以外は立ち入らせないようにしてください。

4 避難所等以外でのペットの管理

避難所等以外でのペットの管理方法として、次のような選択があります。状況を踏まえながら選択することが必要になります。

① 自宅での管理(在宅避難)

自宅が安全な状況であり、危険が迫っていない状況であれば、自宅にとどまり、ペットとともに在宅避難することが可能です。また、飼い主は、避難所等に避難し、ペットを自宅で飼養する場合は、避難所等から自宅に世話をしに通う方法もあります。ただし、二次災害の危険が考えられる場合は、この方法は避けてください。

② 施設や親戚、友人に預ける(分散避難)

民間の施設や安全な場所にある親戚や友人の家などにペットを預けることを検討しておくことが大切です。日頃から複数の預け先を探しておき、メモ等に記載しておく必要があります。

③ 車中泊(分散避難)

一時的な避難の場合は、車中泊も選択肢の一つとして考えられます。

車中泊の場合は、飼い主がエコノミークラス症候群や熱中症を発症するおそれがあります。よって、適度な運動や十分な水分補給、睡眠が取れる環境の確保、遮光や換気などの対策を行う必要があります。

また、ペットも熱中症になるため、ペットだけ車内に残すときは、車内温度に注意を払い、ペットにも十分な水分補給をさせることが大切です。

また、長時間、車から離れる時は、ペットを安全な飼養場所へ移動させることも必要です。



出典:環境省ホームページ

【参考資料】

- ・備えよう！いつもいっしょにいたいから・環境省
- ・ペットも守ろう！防災対策・環境省

<担当>

総務課 危機管理室 危機管理係